

(議長)

次に日程第10、議案第6号 平成25年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第6号 平成25年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては平成24年度地域支援事業交付金の返還に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ128万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億6,164万4千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上議決方、よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

「健康推進課長」

「健康推進課長」(補足説明)

では私から説明いたします。議案書89ページの補正予算構成表でご説明いたします。諸支出金・償還金・事業名は平成24年度地域支援事業交付金の返還でございます。補正額は128万5千円。財源は全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。

補正理由ですが、介護保険の財源である公費負担は年度終了後精算事務により過不足が生じます。よって返還が必要となった平成24年度地域支援事業交付金に係る返還金について補正をお願いするものでございます。

返還金の内訳ですが国に対する返還金が66万4千円。道に対する返還金が40万1千円。支払基金に対する返還金が22万円となっております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第6号 平成25年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についてでございます。住民基本台帳法の一部が改正された事に伴い、規約の一部を変更するものでございまして地方自治法第291条の3、第1項の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたします、ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」（補足説明）

それでは資料の48ページ、資料11の改正の概要でご説明いたします。

外国人住民を、住民基本台帳法の適用対象に加えた一部改正によりまして別表第2、備考2の2中から及び外国人登録原票を削除するものでございまして、平成26年度以降の負担金から適用するものでございます。以上でございます、よろしく申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

おはかりします。

お手元に配布の通り議案第8号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第9号)が提出されております。これを日程に追加し、追加日程第1として議案として、議案議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

議案第8号を日程追加し、追加日程第1として議題にする事に決定いたしました。

(議長)

追加日程第1、議案第8号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第8号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第9号)についてでございます。

先に提案いたしました一般会計補正予算(第8号)の議案調整後に生じました事由により、新たに予算を補正する必要が生じたので追加で提案をお願いするものでございます。

補正の内容につきましては上田沢橋架替工事受託及び、豪雨災害に係る復旧対策事業。2件に関わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に316万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,200万2千円とするものでございます。併せまして地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容については担当課長より説明いたします、ご審議の上議決よろしくお願ひ申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

はい。それでは追加の補正でございます。議案は議案目次2というものがこの部分でございます。よろしくお願ひします。それから資料も追加でNo.4というものを配布しております、写真付きのものでよろしくお願ひします。

3ページの予算構成表で説明いたします。最初は上田沢橋架替工事受託でございます。内容です、北海道から受託している上田沢橋架替工事に係る事業費について。公共工事設計労務単価、これの改正に伴って再積算いたしました。算定額に変更が生じた旨、道から通知があったものでこれ、でございます。これを増額するものでございます。補正額は207万6千円。財源内訳全額その他特別財源。これは北海道からの受託事業収入でございます。

それから次に、8月18日豪雨に係る道路橋梁災害復旧対策でございます。資料17もご覧頂きたいと思ひます。内容は町道馬場山線の道路路肩決壊に伴う復旧工事の為の調査設計の補正でございます。補正額は58万8千円。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に8月18日豪雨に係る河川災害復旧対策でございます。これも資料17写真をつけてございます。内容は普通河川小黒部川、場所は小黒部船越通りに沿った上流部でございます。ここの取水口付近の護岸の連結ブロック、これの決壊の復旧に係る補正でございます。補正額は50万円。財源内訳は地方債、これは公共土木施設災害復旧債でございます、これが40万円。一般財源が10万円でございます。

以上補正額合計316万4千円。財源内訳は地方債が40万円、その他特定財源が207万6千円。一般財源が68万8千円でございます。一般財源は繰越金を充当するものでございます。

この議案の7ページでございます。第2表の地方債補正についてでございます。起債の目的は河川災害復旧でございます。限度額は40万円、記載の方法・利率・償還の方法は記載の通りでございます。

関連しまして15ページでございます。地方債の現在高見込額に関する調書でございます。25年度末現在高見込額は40万円を追加して64億9,336万7千円となるものでございます、以上でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。
本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第8号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第9号)については、
原案の通り、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に日程第12、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と
いたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町 長」(提案説明)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

現委員の任期満了に伴う後任の人権擁護委員候補者として江差町字■■■■■■■■■■、川端壮吉氏、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■を推薦する事につきましては人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。ご審議の上、同意頂きますようお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

(議長)

おはかりします。

ただいま議題となりました諮問第1号については質疑討論を省略しただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案の通り江差町字■■■■■■■■■■、川端壮吉氏、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■を人権擁護候補者として適正、適任である旨の意見を添えて答申する事に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、諮問第1号については、原案のとおり答申する事に決定いたしました。

(議長)

日程第13、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

同意第1号 教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に檜山郡江差町字[REDACTED]、中野志帆氏、[REDACTED]、[REDACTED]を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。ご審議の上同意方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

(議長)

おはかりします。

ただいま議題となりました、同意第1号については、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。この採決は、起立によって行います。

(議長)

同意第1号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり、檜山郡江差町字[REDACTED]、中野志帆氏、[REDACTED]、[REDACTED]を教育委員会委員に任命することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(議長)

次に日程第14、発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する

る地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおり、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第1号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第15、発議第2号 希望する教職員全員の再任用を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第2号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求

めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって発議第2号については、否決されました。

(議長)

次に日程第16、発議第3号 希望する教職員全員の再任用と必要とする交付税設置を国に求める意見書の提出についてを議題とします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

(議長)

発議第3号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって発議第3号については、否決されました。

(議長)

日程第17、発議第4号 「教育費無償化」の前進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、ただちに採決します。

（議長）

発議第4号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手少数であります。

よって発議第4号については、否決されました。

（議長）

日程第18、発議第5号 鳥獣・海獣被害防止対策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

（議長）

発議第5号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手多数、全員であります。

よって発議第5号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第19、発議第6号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第6号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって発議第6号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第20、発議第7号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第7号については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって発議第7号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第21、発議第8号 地方財政の拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第8号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第8号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第22、発議第9号 道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題とします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略

し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第9号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第9号については、原案のとおり決しました。

(議長)

おはかりします。

お手元に配布の通り発議第10号 町有財産管理と有効利用策についてが提出されています。

これを日程追加し追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって発議第10号を日程に追加し追加日程第2として議題とする事に決定いたしました。

(議長)

追加日程第2、発議第10号 町有財産管理と有効利用策についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

ただいま議題となりました発議第10号については会議規則第39条の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とする事にし

たいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。本案については総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とする事に決定いたしました。

(議長)

以上で、本定例会に付議された案件については、すべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成25年第3回江差町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様です。

閉 会 15 : 21